

## 箕面市公営企業告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、箕面浄水場施設運転操作監視及び水道施設巡回点検業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）及び入札の手続等について次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項の規定により公告します。

平成31年 1月11日

箕面市公営企業管理者 栢 本 貴 男

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

箕面浄水場施設運転操作監視及び水道施設巡回点検業務委託

#### (2) 委託業務の契約期間

平成31年4月1日から平成41年3月31日まで（長期継続契約）

#### (3) 業務内容

別紙設計書及び委託仕様書のとおり

#### (4) 入札方式

条件付一般競争入札

#### (5) 履行場所

箕面市箕面二丁目7番1号 箕面浄水場ほか箕面市全域

#### (6) 予定価格

予定価格は総額で定め、678,000,000円とする。（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。）

#### (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。

#### (8) 箕面市上下水道局契約規程（平成25年箕面市公営企業管理規程第8号）により、その例によることとされた箕面市契約規則（昭和55年箕面市規則第40号。以下「規則」という。）その他本市の条例、規則等の規定を遵守し、仕様書等を承知の上、入札すること。

#### (9) 本入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札に関し、いかなる協議、協定、談合をしないこと。

### 2 入札参加資格

入札者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き2年以上その営業を行っていること。
- (4) 法人税、所得税、事業税、市税及び消費税を納付していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (7) 本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (8) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (9) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。
- (10) 水道技術管理者の資格（箕面市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年条例第27号）第4条第1号から第5号までの規定の一に該当するものに限る。以下、同じ。）を有する者を2人以上直接雇用していること。
- (11) 本業務の実施にあたっては、水道技術管理者の資格を有する者が指揮監督すること。
- (12) 業務従事者は、次の要件を満たす者であること。

ア 総括責任者 水道技術管理者資格を有する者で、国又は地方公共団体が発注し、直接受託した浄水施設運転操作監視業務及び浄水処理業務（水道水の製造業務に限る。）を合わせた実務経験が通算3年以上若しくは平成31年3月31日において3年以上の見込みがある者。

イ 現場責任者 水道技術管理者資格取得講習修了証書、電気主任技術者免状、第1種電気工事士免状、水道浄水施設管理技士資格登録証及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証書のうち2以上の交付を受けた者で、国又は地方公共団体が発注し、直接受託した浄水施設運転操作監視業務及び浄水処理業務（水道水の製造業務に限る。）を合わせた実務経験が通算3年以上若しくは平成31年3月31日において3年以上の見込みがある者。

ウ 技術者 国又は地方公共団体が発注し、直接受託した浄水施設運転操作監視業務の実務経験が通算2年以上若しくは平成31年3月31日において2年以上の見込みがある者。

(13) 業務従事者の配置は、次によること。

ア 総括責任者 1人以上

イ 現場責任者 4人以上

ウ 技術者 5人以上

(14) ISO9001 及び ISO14001 の両方の認証を取得していること。

(15) 本業務を直接所管する事業所の所在地が近畿圏内にあること。

### 3 入札参加資格の確認

#### (1) 申請書等の提出

入札者は、以下のとおり申請書等を提出し、入札の参加資格についての確認を受けなければならない。

ア 提出期限

平成31年1月29日（火）（必着）

イ 提出場所

〒562-0003

箕面市西小路三丁目1番8号

箕面市上下水道局経営企画室

（箕面市上下水道局庁舎2階 TEL：072-724-6755）

ウ 提出方法

持参または書留郵便（提出期限必着）により提出すること。

## エ 提出書類

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）

(イ) 競争入札参加資格の確認に必要な資料

別表「競争入札参加資格の確認に必要な資料一覧」のとおりとし、その順番どおりに並べて紙ファイルに閉じるなど散逸しない方法で編纂し、紙ファイルの表に社名及び件名「箕面浄水場施設運転操作監視及び水道施設巡回点検業務委託資格確認資料」と記すこと。

オ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること

カ 提出された申請書等は返却しない

キ 提出期限後は、提出された申請書等の差替え又は再提出は認めない

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日現在をもって行うものとする。

イ 入札参加資格の確認結果は、競争入札参加資格確認通知書により、申請者宛電子メールにて通知する。

ウ 入札参加資格がないと通知された者は、平成31年2月14日（木）までに、書面により無資格理由について説明を求めることができる。

## 4 質問書に関する事項

(1) 入札者は告示、入札要項、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）に必要事項を記入の上、メール又はFAXで送信すること。また、質問がない場合も「質問なし」として送信すること。

(2) 質問書の提出期限

平成31年2月19日（火）午後5時まで（必着）

(3) 送信先

ア 宛先担当部署 箕面市上下水道局浄水室

イ メールアドレス [jyousui@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:jyousui@maple.city.minoh.lg.jp)

メール件名は、「箕面浄水場施設運転操作監視及び水道施設巡回点検業務委託質問書（事業者名）」とする。

ウ FAX 072-722-4413

(4) 入札参加資格がある者の質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。また、質問がなかった場合は、「質問なし」としてホームページに掲載する。

## 5 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

### (1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）

入札書（様式第1号）

### (2) 入札書等の提出場所

箕面市上下水道局庁舎2階 上下水道局経営企画室

### (3) 入札書等の提出日時

平成31年3月1日（金）午前9時から午後5時まで

### (4) 入札書等の提出方法

入札書は、「入札書」（様式第1号）に入札価格（消費税等を除く。）を総額で記載し、記名・押印のうえ、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「箕面浄水場施設運転操作監視及び水道施設巡回点検業務委託入札書」と朱書して、1部提出すること。

### (5) 入札者は、見積もった契約希望金額の消費税等相当額を減じた金額を入札書に記載すること。

### (6) 入札者が代理人をして入札する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。

### (7) 入札書等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

### (8) 入札者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (9) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

## 6 入札書の開札場所・日時等

### (1) 入札書の開札場所

箕面市上下水道局庁舎2階 上下水道局特別会議室

### (2) 入札書の開札日時

平成31年3月1日（金）午後5時

### (3) 入札者立ち会いのもと開札を行う。

### (4) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

## 7 入札の無効

以下に掲げる入札は無効とする。

### (1) 入札参加資格がない者のした入札

### (2) 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札
- (4) 入札価格を改ざん又は訂正した入札
- (5) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (6) 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 指定の日時までに提出せず、又は到達しなかった入札
- (9) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (10) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (11) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- (12) 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (13) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (14) 申請書等に虚偽の記載をした者による入札
- (15) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該書類を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

## 8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内において、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
- (3) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

## 9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除する。ただし、落札者が正当な理由なく本契約を締結しない場合は、違約金として落札価格の100分の5に相当する金額を納付

しなければならないほか、競争入札の参加対象等について制限を受けることがある。

- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、履行保証保険証券または公共工事履行保証証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

## 10 契約書に関する事項

契約書は箕面市上下水道局の指定する様式とする。

落札者は、契約書の送付を受けた時は、必要に応じて印紙を貼付し、記名押印の上、送付を受けた日から7日以内に上下水道局経営企画室契約担当まで契約書を提出すること。

## 11 長期継続契約

本入札は、箕面市長期継続契約に関する条例(平成21年箕面市条例第44号)に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約期間は10年とするが、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

## 12 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

## 13 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札結果については、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項を示す場所

〒562-0003

箕面市西小路三丁目1番8号

箕面市上下水道局経営企画室

(箕面市上下水道局庁舎2階 TEL : 072-724-6755)